平成２４年（フ）第３６号
長崎県大村市協和町838番地３　ハイカムールアルパ202、前住所長崎県佐世保市白岳町479番地１　フラワーマンション203号
債務者　西山　美幸（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１７２号
宮城県岩沼市松ケ丘３丁目８番地の１　県営住宅635号
債務者　伊澤　広行
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４０号
福島市大森字城ノ内65番地２号
債務者　片野　邦子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１０６号
茨城県水戸市河和田３丁目2536番地　市営河和田住宅300棟２Ｆ３号
債務者　堀江とよ子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１０７号
茨城県笠間市下郷4439番地88
債務者　鈴木三千行
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１０８号
茨城県笠間市下郷4439―88　小松崎住宅３号、住民票上の住所茨城県小美玉市羽鳥744番地１
債務者　塚田　麻也
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１１５号
茨城県水戸市開江町1605番地の２
債務者　檜山　哲也
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１２０号
茨城県水戸市石川１丁目3993番地の１　コーポタカハシ２Ｂ号
債務者　小室乃利夫
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１２１号
茨城県水戸市木葉下町183番地
債務者　横堀　行男
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１６号
茨城県北茨城市大津町718番地　五浦観光ホテル社宅１号室
債務者　草野健太郎
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第２１号
茨城県日立市南高野町１丁目15番20号
債務者　三代　和雄
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第２３号
茨城県日立市入四間町306番地
債務者　金川　智江
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第２４号
茨城県高萩市大字下手綱1011番地の３
債務者　藤田由喜子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１３号
茨城県古河市幸町２番21号
債務者　小林ちづる（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第５２号
茨城県古河市下辺見2351番地５　ウィンアントラーズ206号、前住所茨城県結城市新福寺５丁目３番地４　レオパレス城南210
債務者　伊藤　幸雄
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第６８号
茨城県古河市本町２丁目13番203―22号
債務者　佐藤　　信
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第７２号
茨城県下妻市小島1125番地９
債務者　程塚　　隆
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３３１号
長野県安曇野市豊科南穂高3885番地
債務者　細川　静子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
長野地方裁判所松本支部